

令和5年度

# 消費者行政の概要

前橋市 共生社会推進課 消費生活センター

# 目 次

I	前橋市消費者行政の概要	
1	消費者政策の推移	1
2	前橋市消費生活センターの設立経過	2
II	令和5年度の事業概要	
1	消費生活相談事業	
(1)	消費生活相談の概要	3
①	相談件数の推移	3
②	相談者の性別	3
③	相談者の年齢	4
④	内容別分類による相談内容件数	4
⑤	特殊販売に係る販売購入形態別件数	5
⑥	商品・役務分類別の主な相談内容（上位10）	5
⑦	高齢者の相談内容	6
⑧	若者の相談内容	7
(2)	多重債務相談内容	8
①	月別相談件数	8
②	相談者のプロフィール	8
③	無料相談会の開催実績	9
(3)	高齢者の悪質商法等による被害の予防対策	10
2	消費生活啓発事業	
(1)	消費生活啓発員制度	10
(2)	啓発事業概要	10
①	消費者講座の開催	10
②	くらしのセミナーの開催	11
③	消費生活展の開催	11
④	出前講座の実施	11
⑤	夏休み子ども消費生活教室の開催	12
⑥	令和5年度全国消費者フォーラムへの参加	12
⑦	くらしめーる 第23号の発行	12
⑧	消費者ハンドブックの配布	12
⑨	ホームページでの周知	12
⑩	「消費者の豆知識」の広報紙掲載	13
⑪	ラジオを活用した消費者啓発	13
⑫	全戸回覧を活用した消費者啓発	13

# I 前橋市消費者行政の概要

## 1 消費者政策の推移

平成16年6月2日に施行された「消費者基本法」に基づき、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、消費者の利益の擁護及び増進、商品役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質表示等の政策を推進する機関として、平成21年9月1日に消費者庁及び消費者委員会が創設された。

そして、消費生活における被害を防止し、安全を確保する目的で、都道府県及び市町村による消費生活センター等の設置を定義した「消費者安全法」も平成21年9月1日に施行された。

現在は、令和2年に策定された第4期「消費者基本計画」により、消費者行政を活性化するための取組みが進んでいる。

また、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的として、平成24年に「消費者教育の推進に関する法律」が施行された。

補助金については、平成21年度から「地方消費者行政活性化補助金」が交付、平成27年度からは「地方消費者行政推進補助金」に名称が変わり交付されている。

### (1) 前橋市消費者行政関係予算の推移

(単位：千円)

年 度	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度当初予算
金 額	30,002	26,249	35,187
前年度増減額	10,394	△3,753	5,631
(内) 地方消費者 行政活性化補助金	1,187	1,243	当初 0 (240予定)

#### 参考 (関係法令等)

消費者基本法

消費者安全法

消費者教育の推進に関する法律

前橋市消費生活センターの設置及び管理に関する条例

前橋市消費生活センター設置及び管理に関する条例施行規則

前橋市消費生活啓発員設置要綱

前橋市消費生活相談処理要領

## 2 前橋市消費生活センターの設立経過

### (1) 開設年月日

平成9年1月14日

### (2) 設置目的

市民の消費生活の安定と被害の救済及び未然防止を図るため、平成9年「前橋市消費生活センター」を開設した。

開設以来、消費生活相談の受付と苦情処理、さらには消費者被害の未然防止のための啓発事業を展開しており、市の消費者行政の拠点としての機能を果たしている。

### (3) あらまし

①名称 前橋市消費生活センター

②所在地 前橋市大手町2丁目12番1号 議会庁舎1階

TEL : 027-898-1756

027-898-1755 (相談専用)

FAX : 027-221-6200

③開館時間 午前8時30分～午後5時15分

<閉館日：土曜、日曜、祝日、12月29日～31日及び1月1日～3日>

④相談受付時間 午前9時から午後5時

⑤組織 (R6.4.1現在)

市民部

共生社会推進課

消費生活センター

係員9名

所長1名・職員2名・会計年度任用職員1名

消費生活相談員5名 (会計年度任用職員・有資格者(4名))

## Ⅱ 令和5年度の事業概要

### 1 消費生活相談事業

#### (1) 消費生活相談の概要

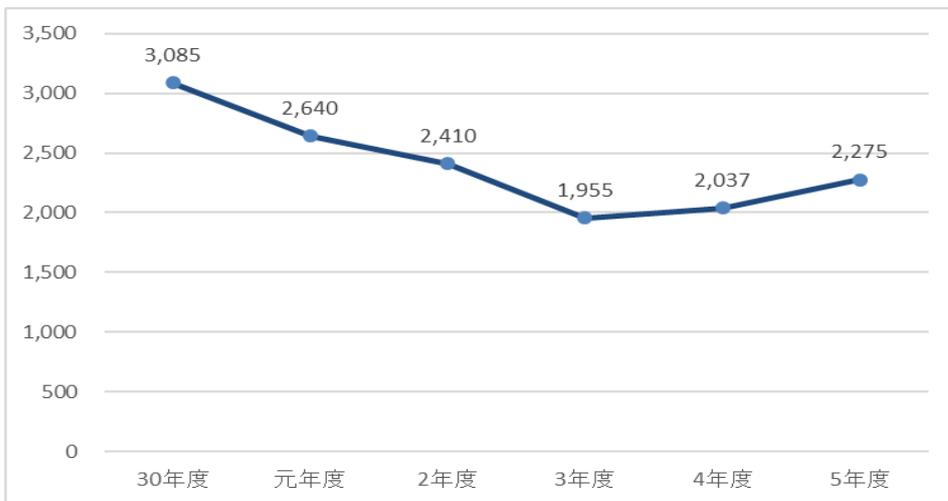
##### ①相談件数の推移

消費生活相談は、架空請求の相談が急増した平成16年度をピークに減少し、平成19年度ごろから2,000件前半で推移が続いた。平成27年度からは還付金詐欺、平成29年度からは架空請求ハガキが増えたことにより3,000件前後で推移してきた。令和元年12月下旬から新型コロナウイルス感染症拡大により、来所相談の一時中止をせざるを得ない時期があり相談件数が一時減少した。令和5年度は2,275件で、令和4年度の2,037件と比べ238件増加した。

相談内容については、1人暮らしの高齢者の増加やデジタル化の普及等による社会情勢の変化や悪質業者の巧妙化に伴い多様化・複雑化している。

(単位:件)

年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数	3,085	2,640	2,410	1,955	2,037	2,275

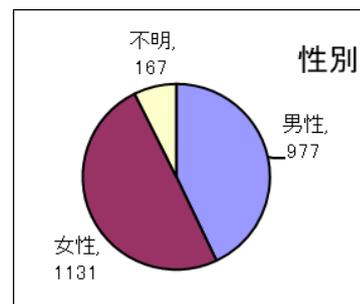


##### ②相談者の性別

相談者の性別は、男性977件（全体の42.9%）、女性1,131件（同49.7%）、不明167件（同7.3%）であった。

(単位:人、%)

年度 性別	4年度	5年度	前年度比
男性	859	977	113.7
女性	1,021	1,131	110.8
不明	157	167	106.4



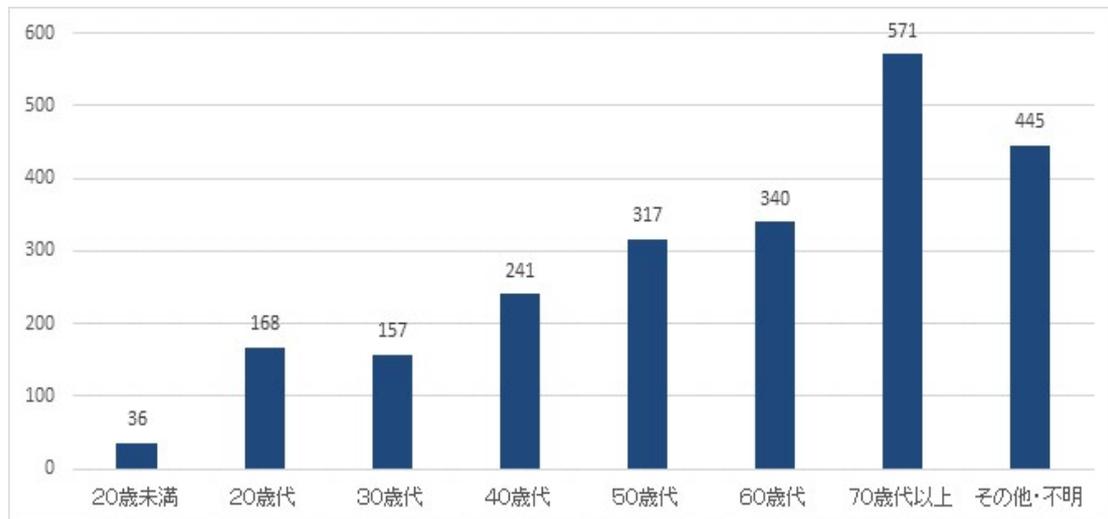
合計	2,037	2,275	111.7
----	-------	-------	-------

### ③相談者の年齢

相談者の年齢は、20歳未満から70歳以上まで、幅広い年齢層からの相談となっているが、60歳代と70歳代以上の合計で約40パーセントを占めている。

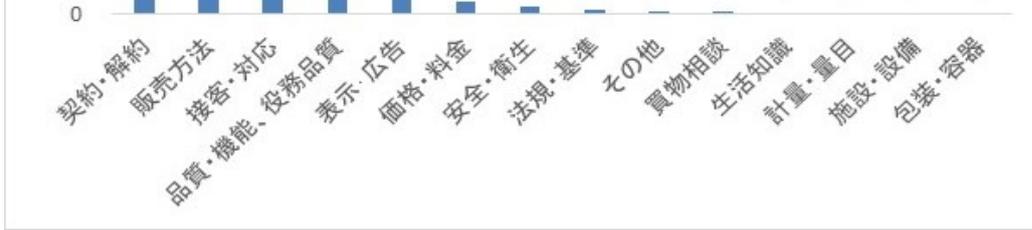
(単位:人、%)

年代 年度	20歳 未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳 以上	不明	合計
令和4年度	45	159	174	199	261	295	530	374	2,037
令和5年度	36	168	157	241	317	340	571	445	2,275
前年度比	80.0	105.7	90.2	121.1	121.5	115.3	107.7	119.0	111.6



### ④内容別分類による相談件数

相談内容は、契約や解約についての相談が1,806件で一番多く、続いて販売方法についての苦情が1,068件、接客対応に関する不満が425件となっている。



(注) 1 件の相談に複数の相談内容が含まれる場合は、おのおのに対して 1 件ずつカウント

### ⑤特殊販売に係る販売購入形態別件数

平成20年6月に「特定商取引法」と「割賦販売法」が同時に大幅改正され、平成21年12月1日から施行された（特定商取引法は、訪問販売等のトラブル防止やクーリング・オフ制度を定めた法律）。令和3年の改正では、通信販売の「詐欺的な定期購入商法」対策や、送り付け商法対策がされ、また契約書面やクーリング・オフ通知を電磁的方法で行うことが可能とされた。

特殊販売に関する相談は、インターネットやスマートフォンなどによる通信販売に関する相談が一番多く、50代～60代を中心に各層に広がっている。

また、訪問販売や電話勧誘販売の相談は、高齢者層を中心に、突然の訪問や電話で勧誘され不要な契約をしてしまうという内容が多く、年間を通じて相談件数が多い。

### 販売方法別分類

(単位:件、%)

年代 販売方法	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明	5年度合計	4年度合計	前年度比
通信販売	25	53	60	86	116	127	107	52	626	613	102.1
訪問販売	0	12	12	13	20	38	110	41	246	209	117.7
電話勧誘販売	1	9	8	8	14	13	45	29	127	103	123.3
訪問購入	0	0	0	1	4	4	12	3	24	26	92.3
その他無店舗販売	0	1	2	1	2	3	5	1	15	16	93.8
マルチ・マルチまがい	0	3	0	1	1	0	2	1	8	11	72.7
ネガティブオプション	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4	25.0
合計	26	78	82	110	157	185	282	127	1,047	982	106.6

### ⑥商品・役務分類別の主な相談内容（上位10）

相談を内容別（商品・役務大分類）に見ると、1位は、対象商品が不明な請求などの「商品一般」が331件で、前年度の226件から105件増加した。2位は、「他の役務」の159件で、前年度の122件から37件増加した。3位は「教養娯楽品」の155件で、前年度の156件から1件減少した。

(単位:件、%)

順位	商品役務	主な商品・役務の説明	5年度	4年度	前年度比
1	商品一般	商品の分類が特定できないもの、対象商品が不明な請求など	331	226	146.5
2	他の役務	信用性、電子広告、解約、電話勧誘など	159	122	130.3
3	教養娯楽品	教養、事務、娯楽・趣味の目的で使用される商品	155	156	99.4

4	金融・保険サービス	生命保険、損害保険、消費者金融など	153	168	91.1
5	保健衛生品	保健衛生品、医薬品、化粧品など	148	170	87.1
6	運輸・通信サービス	携帯電話サービス、インターネット通信サービスなど	145	142	102.1
7	教養・娯楽サービス	教養、趣味、娯楽の目的で受けるサービス。旅行、習い事など	137	148	92.6
8	食料品	食品、健康食品、飲料など	130	115	113.0
9	保健・福祉サービス	医療、理美容、老人福祉サービスなど	127	136	93.4
10	被服品	和洋服、履物、かばん、アクセサリーなど	102	95	107.4

### ⑦高齢者の相談内容

契約当事者が高齢者（60歳以上）の相談件数は911件で、前年度の825件から86件増加した。

商品・役務としては、対象商品が不明な請求などの「商品一般」に関する相談が最も多く152件で、前年度の115件から16件増加した。

また、販売・購入形態としては「通信販売」に関する相談が234件と最も多く、内訳としては「化粧品」に関する相談が多かった。

高齢者(60歳以上)の相談が多い商品・役務（上位10）（単位:件、%）

順位	商品・役務	件数	率	全体件数
1	商品一般	152	45.9	331
2	役務その他	63	46.3	136
3	化粧品	58	52.3	111
4	修理・補修	55	54.5	101
5	健康食品	38	57.6	66
6	衛生サービス	29	51.8	56
7	工事・建築・加工	24	48.0	50
7	インターネット通信サービス	24	40.0	60
9	移動通信サービス	19	43.2	44
10	書籍・印刷物	16	55.2	29

高齢者(60歳以上)の相談が多い販売・購入形態及びその主な商品・役務（上位5）

（単位:件）

相談が多い販売・購入形態			主な商品・役務	
1	通信販売	234	化粧品	54
			健康食品	26
			商品一般	14
			娯楽等情報配信サービス	13
			役務その他	13

2	訪問販売	148	戸建住宅	43
			衛生サービス	29
			書籍・印刷物	11
			役務その他	11
			他の住宅設備	8
3	店舗購入	83	自動車	18
			移動通信サービス	6
			他の教養・娯楽	5
			商品一般	4
			食生活機器	4
			医療	4
			果物	3
4	電話勧誘販売	58	役務その他	14
			インターネット通信サービス	13
			電報・固定電話	5
			商品一般	4
			魚介類	4
			健康食品	4
5	訪問購入	16	アクセサリ	6
			洋服一般	3
			被服品一般	1
			紳士・婦人洋服	1
			履物	1
			楽器	1
			自動車	1
			土地	1
			他の商品	1

### ⑧若者の相談内容

契約当事者が若者（30歳未満）の相談件数は204件で、前年度と同数だった。

商品・役務別としては、オンラインゲームなどの「他の教養・娯楽」に関する相談が最も多く22件で、前年度の15件から7件増加した。

令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた。契約当事者が18、19歳の相談件数は13件で、前年度の21件から8件減少した。

若者の相談が多い商品・役務（上位5） (単位:件、%)

順位	商品・役務	件数	率	全体件数
1	他の教養・娯楽	22	42.3	52
2	理美容	21	63.6	33

3	商品一般	18	5.4	331
4	レンタル・リース・貸借	17	17.3	98
5	役務その他	12	8.8	136

## (2) 多重債務相談内容

多重債務相談件数は、商品・役務分類別の主な相談内容の「金融・保険サービス」に属し第4位であった。「金融・保険サービス」の件数は令和5年度は153件であり、そのうちの多重債務相談は49件であり、令和4年度の50件から1件減少した。

相談者の内訳は、来所者が電話の約2.3倍、性別は男性、女性ほぼ同数であった。

相談者の抱える借金の額は100万円以上200万円未満が20人と最も多かった。

また、多重債務に陥ったきっかけとしては、前年度と同じく低収入や収入が減少したことにより債務超過にいたったという理由が一番多かった。

### ①月別相談件数

(単位:件)

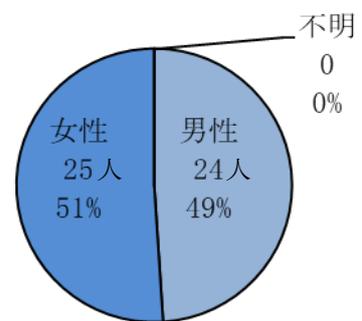
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
I 電話のみによる相談件数	3	2	0	1	2	1	0	4	0	2	0	0	15
II 窓口による相談件数	4	3	1	2	3	5	2	2	2	3	1	6	34
計	7	5	1	3	5	6	2	6	2	5	1	6	49
III I,IIのうち他部署から紹介された相談件数	1	0	0	0	2	2	1	0	0	1	0	0	7
IV I,IIのうち、相談者が他市町村の住民である件数	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

### ②相談者のプロフィール

#### ア 性別

(単位:人、%)

性別	4年度	5年度	前年度比
男性	29	24	82.8
女性	21	25	119.0
不明	0	0	—
合計	50	49	98.0

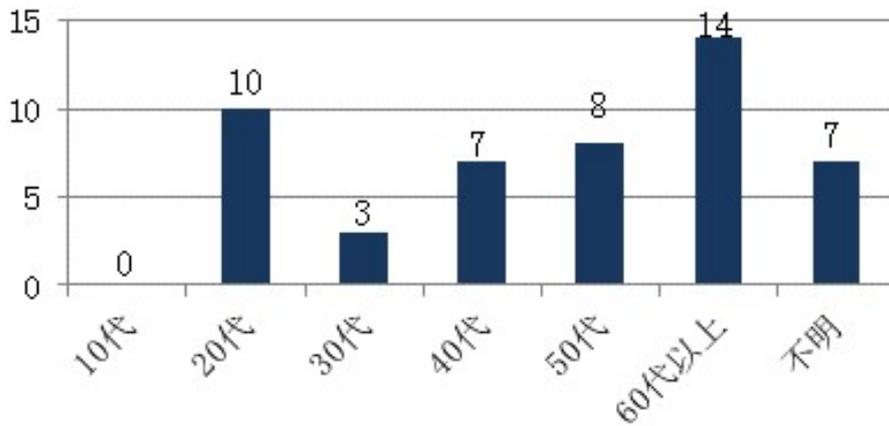


#### イ 年齢層

(単位:人、%)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	不明	合計

令和4年度	0	7	7	7	9	18	2	50
令和5年度	0	10	3	7	8	14	7	49
前年度比(%)	0.0	142.9	42.9	100.0	88.9	77.8	350.0	98.0



ウ 相談者の抱える借金の状況  
(単位:人、%)

金額 \ 年度	4年度	5年度	前年度比
100万円未満	16	4	25.0
100万円以上 200万円未満	7	20	285.7
200万円以上 300万円未満	5	4	80.0
300万円以上 400万円未満	2	4	200.0
400万円以上 500万円未満	1	3	300.0
500万円以上	15	11	73.3
不明	4	3	75.0
合計	50	49	98.0

エ 相談者の借金をしたきっかけ(複数回答)  
(単位:人、%)

原因 \ 年度	4年度	5年度	前年度比
低収入・収入の減少 (生活費・教育費の不足)	13	15	115.4
商品・サービスの購入	4	8	200.0
ギャンブル・遊興費	9	3	33.3
事業資金の補填	1	1	100.0
保証・借金肩代わり	1	2	200.0
住宅ローン等の借金の返済	7	5	71.4
本人・家族の病気、けが	1	4	400.0
その他	4	1	25.0
不明	12	10	83.3
合計	52	49	94.2

### ③無料相談会の開催実績

「多重債務無料相談会」(県と合同開催)

日 時: 令和5年11月2日(木) 17:30~20:20

場 所：前橋市消費生活センター  
相談者：1人

### (3) 高齢者の悪質商法等による被害の予防対策

高齢者の消費者トラブルや特殊詐欺被害は電話から始まるものが多いことから、被害の未然防止を目的に、予防・抑止効果が期待できる詐欺被害等防止機能付き電話機等の購入補助及び固定電話に外付けする対策装置の無料貸出しを行った。

#### ①電話機等の購入補助（平成30年10月より）

対 象 者：市内に住民登録し住んでいる人で65歳以上の人

対象電話機等：次の2つの要件を満たす新品の電話機または外部接続機器

- ア 電話の着信時に、電話の相手方に警告メッセージを発する機能があること
- イ 通話内容を自動的に録音する機能があること

補 助 額：購入費の1/2（上限5,000円）100円未満切捨て

申 請 数：69件（仮申請数86件）

補 助 額：328,000円

（令和3年度までの条件は、世帯全員が65歳以上、外付け装置は対象外）

#### ②特殊詐欺電話対策装置の無料貸出し（令和4年11月より）

対 象 者：市内に住民登録し住んでいる人で65歳以上の人

- 装置の機能：
- ア 電話の着信時に、電話の相手方に警告メッセージを発する
  - イ 通話内容を自動的に録音する

申 請 数：655件

## 2 消費生活啓発事業

### (1) 消費生活啓発員制度

消費生活啓発員制度は、前橋市消費生活センターの設置に伴い、消費者被害の未然防止を図るため、消費者啓発の充実を目的に平成9年5月30日に設置された。

消費生活啓発員は、市長の委嘱を受け、市民の中の消費者リーダーとして、地域において消費生活問題の情報収集及び通報、消費者被害を未然に防ぐための啓発、簡単な消費生活相談に応じる消費生活アドバイスなどの活動を行っている。

これらの活動は、消費生活センターの指導・援助を受けながら、啓発員自身の自発的・自覚的意志に基づく活動を基本としている。

また、消費生活啓発員は、消費者行政のよりきめ細かい推進を図るための市民とのパイプ役として活動しており、市民側からは「くらしの良きアドバイザー」であり、行政側からは「消費者行政推進の協力者」となっている。

### (2) 啓発事業概要

#### ①消費者講座の開催

消費者基本法の制定を記念し、5月が「消費者月間」、5月30日が「消費者の日」と定められている。これらの記念事業として消費者講座を開催しているが、令和5年度は令和4年度と同様に新型コロナウイルス感染症拡大の影響で10月に開催した。

日 時：令和5年10月29日（日）14：00～15：30 前橋市総合福祉会館

テーマ：「マシガンズ滝沢さんと考えるゴミ問題～清掃員から見た景色」

講 師：マシガンズ 滝沢秀一 氏

受講者：168名

## ②くらしのセミナーの開催

経済社会環境の変化や消費者ニーズの多様化に伴い、消費生活の基本的な問題を認識し自立した主体性のある消費者を育成するため、生活情報や専門的な知識を習得することを目的として開催している。受講者は延べ141名

○11月 6日（月） 14:00～15:30 前橋市中央公民館

テーマ：「感じる園芸講座と悪質業者の見分け方」

講 師：庭園デザイナー サイトウグンマ代表 齋藤秀典 氏

○11月 9日（木） 14:00～15:30 前橋市中央公民館

テーマ：「食べもの情報ウソ・ホント」

講 師：群馬大学名誉教授 食品の広告問題研究会主宰 高橋久仁子 氏

○11月20日（月） 14:00～15:30 前橋市桂萱市民サービスセンター

テーマ：「音楽で整うココロとカラダ」

講 師：声楽家 音楽療法士 石原理恵 氏

## ③消費生活展の開催

多くの市民の方に消費生活に関して情報提供するため、「ゴミ問題を考える」をテーマに市民サービスセンター等でパネル展示やチラシ配布を行った。

	期間	場所
1	2月19日(月)～ 22日(木)	粕川公民館
2	2月26日(月)～ 3月 1日(金)	永明市民サービスセンター
3	3月 4日(月)～ 8日(金)	総社市民サービスセンター
4	3月11日(月)～ 15日(金)	前橋市役所

## ④出前講座の実施

消費者トラブルに関する相談が後を絶たないために、被害の未然防止に向け、市内各地区に出向き、高齢者サロンや生涯学習会などで啓発を行った。啓発員の会メンバーによる寸劇を交えての講座は、大変分かりやすいと好評である。

令和5年度出前講座一覧表

	講座日	時間	場所	依頼者	人数
1	5月 9日	1時間	平和町公民館	平和町二丁目自治会	35
2	6月23日	90分	中央公民館	明寿大学第44期同窓会	16

3	7月19日	1時間	大胡公民館	大胡公民館	14
4	9月8日	1時間	幸塚町公民館	幸塚町自治会	25
5	10月2日	60分	小相木町公民館	小相木町自治会いきいきサロン	23
6	12月7日	60分	群馬大学荒牧キャンパス中央図書館	群馬大学総合情報メディアセンター	12
7	12月18日	30分	ふじみ老人福祉センター	ふじみ老人福祉センター	16
8	3月21日	60分	鳥羽町東部公民館	鳥羽町東部自治会	25
合計					166

### ⑤夏休み子ども消費生活教室の開催

毎日の生活の中で無駄にしている様々なものについて、改めて暮らしを見つめ直して節約したり、リサイクル工作によって新たな価値を創造することを知り、その大切さを学ぶことを目的とし開催した。

消費生活教室			
教室名	日時	対象	講師
牛乳パックで小物入れを編んでみよう！	7月28日（金） ①10:00-11:30 ②14:00-15:30	小学生	前橋市消費生活啓発員の会
ガス管でリサイクル万華鏡&ペンダントを作ろう！	7月31日（月） ③10:00-12:00 ④13:30-15:30	小学生	東京ガスネットワーク(株)群馬支社

参加者 計36人（①7名、②、③10名、④9名）

### ⑥令和5年度全国消費者フォーラムへの参加

「コロナ禍や物価高などの社会生活への影響を踏まえ、私たちの消費行動を考える」をメインテーマに①コロナ禍や物価高などの影響を踏まえた社会生活の変化に対する多様な取組み、②持続可能な社会の実現に向けた連携・協働の取組み、の2分科会に分かれ参加し、行政・団体からの取組みの実践報告をうけ今後の活動の参考とした。

日 時：令和6年2月22日（木）12：20-16：00

### ⑦くらしめーる 第23号の発行

消費生活啓発員の1年間の活動報告として「くらしめーる 第23号」を作成し、各市有施設（25施設）を通じて市民に配布した。

### ⑧消費者ハンドブックの配布

消費者教育の推進の一環として、学校現場で賢い消費者になるための教材補助とし

て利用できるよう、市内小中学生を対象として消費者ハンドブックを配布した。

- ・小学5年生：「ぼくもわたしも消費者！」
- ・中学2年生：「中学生もみんな消費者」

#### ⑨ホームページでの周知

市ホームページを活用し、国や県などから注意喚起がなされた悪質商法や製品事故に関する消費者トラブル等について周知を行った。

#### ⑩消費者の豆知識の広報紙掲載

広報まえばしに「消費者の豆知識」の記事を掲載し、身近に起こる消費者トラブルとその対処法の紹介をした。（奇数月 年6回）

発行号	テーマ
5月号	突然表れる偽警告に慌てないで
7月号	オンラインゲームの課金
9月号	点検商法
11月号	詐欺的な投資トラブル
1月号	偽サイト
3月号	フィッシング詐欺

#### ⑪ラジオを活用した消費者啓発

まえばしCITYエフエムの番組「防犯チャンネル845」に消費生活相談員が出演し、消費者トラブルに関する注意喚起を行った。（毎月最終水曜日 年12回）

放送日	テーマ
4月26日	その点検、本当に必要ですか？
5月31日	排水管洗浄をきっかけに
6月28日	旅行の予約サイト
7月26日	ネット通販の定期購入
8月30日	副業サポート契約のトラブル～簡単に儲かる話はありません～
9月27日	火災保険の申請サポート
10月25日	訪問買取り
11月29日	偽サイト
12月27日	不審なメール
1月31日	エステのトラブル
2月28日	投資トラブル
3月27日	ペット飼育可能の賃貸アパート

## ⑫全戸回覧を活用した消費者啓発

自治会回覧を活用し、リーフレットやチラシを回覧し消費者啓発を行った。

- ・令和5年11月 チラシ「通信販売の定期購入トラブル」
- ・令和6年1月 リーフレット「『この話、いいかも!』と思ったあなた、いいカモです。」（関東甲信越ブロック若者悪質商法被害防止キャンペーン作成）